

平成28年第4回笠松町議会定例会会議録（第3号）

平成28年12月15日笠松町議会定例会が笠松町役場議事堂に招集された。

1. 本定例会の応招議員及び不応招議員は、次のとおりである。

応招議員

| | | |
|-------|-----|---------|
| 議 長 | 7番 | 岡 田 文 雄 |
| 副 議 長 | 2番 | 古 田 聖 人 |
| 議 員 | 1番 | 竹 中 光 重 |
| 〃 | 3番 | 尾 関 俊 治 |
| 〃 | 4番 | 川 島 功 士 |
| 〃 | 5番 | 田 島 清 美 |
| 〃 | 6番 | 伏 屋 隆 男 |
| 〃 | 8番 | 安 田 敏 雄 |
| 〃 | 9番 | 船 橋 義 明 |
| 〃 | 10番 | 長 野 恒 美 |

不応招議員

な し

1. 本日の出席及び欠席議員は、次のとおりである。

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

な し

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

| | |
|-------------|---------|
| 町 長 | 広 江 正 明 |
| 副 町 長 | 川 部 時 文 |
| 教 育 長 | 宮 脇 恭 顯 |
| 監 査 委 員 | 小 林 正 明 |
| 総 務 部 長 | 岩 越 誠 |
| 住 民 福 祉 部 長 | 服 部 敦 美 |

| | |
|----------------|-------|
| 建設水道部長 | 那波哲也 |
| 教育文化部長 | 田中幸治 |
| 会計管理者 兼会計課長 | 浅野薫夫 |
| 総務課長 | 足立篤隆 |
| 税務課長 | 森泰人 |
| 企画課長 | 堀仁志 |
| 環境経済課長 | 平岩敬康 |
| 福祉子ども課長 | 森宏子 |
| 健康介護課長 | 今枝貴子 |
| 建設課長 | 佐々木正道 |

1. 本日の書記は、次のとおりである。

| | |
|--------|------|
| 議会事務局長 | 田島直樹 |
| 書記 | 朝日純子 |
| 主任技師 | 児島聡 |
| 主任 | 林謙仁 |

1. 議事日程（第3号）

平成28年12月15日（木曜日） 午前10時開議

- 日程第1 一般質問
- 日程第2 第60号議案 専決処分の承認について
- 日程第3 第61号議案 羽島市・羽島郡2町障害者自立支援認定審査会の委員の定数等を定める条例について
- 日程第4 第62号議案 笠松町農業委員会委員の定数を定める条例について
- 日程第5 第63号議案 笠松町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 第64号議案 笠松町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 第65号議案 笠松町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 第66号議案 笠松町税条例等の一部を改正する条例について
- 日程第9 第67号議案 笠松町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

- 日程第10 第68号議案 笠松町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 第69号議案 羽島市・羽島郡2町障害者自立支援認定審査会共同設置規約の変更に関する協議について
- 日程第12 第70号議案 岐阜羽島衛生施設組合規約の変更に関する協議について
- 日程第13 第71号議案 平成28年度笠松町一般会計補正予算（第5号）について
- 日程第14 第72号議案 平成28年度笠松町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第15 第73号議案 平成28年度笠松町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第16 第74号議案 平成28年度笠松町介護保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第17 第75号議案 平成28年度笠松町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について

○議長（岡田文雄君） ただいまの出席議員は10名であります。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおり定めました。

日程第1 一般質問

○議長（岡田文雄君） 日程第1、一般質問を行います。

昨日に続き、通告順により順次質問を許します。

5番 田島清美議員。

○5番（田島清美君） 議長さんのお許しを得ましたので、通告に従い一般質問のほうをさせていただきます。

町内会の協力で実施している資源回収についてを質問させていただきます。

平成17年度3月より行財政改革により、循環型社会の形成に向けて6モデル地区を指定されました。新町、西宮町、友楽町、緑町、下門間、中野です。その後、平成18年度10月から56町内で実施されました。

当時を振り返りますと、地元の中野がモデル地区に設定され、どうして中野がやらなくてはならないのか、ごみを出す人のプライバシーが見られて嫌である、廃棄物推進員さんにきつく注意されてとても嫌な思いをしたなど、苦情ばかり聞いていました。私が妊婦のときもありましたから、立っているのも大変だった記憶があります。

今では、中野は先駆け地区だから収集車も早く来てくれると、副町内会長さんが話されてきました。特に問題はないようですが、ある地区では、協議員さんが2年間の任期であるということで、毎月2回立ってみえます。朝7時から8時という、その前の準備の時間から収集車が来るまで最低でも1時間半、2時間はとられてしまいます。そして、こんな話を耳にいたしました。その方は御病気の方を抱えてみえて、協議員を引き受けることができず、お断りをすると、平等だからと言われて、当時、引越しまで考えたと涙ながらに語られました。率直に言いますと、今の方式では協議員さんのなり手がいない。また、以前は仲よくしていた御近所つき合いも、役員決めでぎくしゃくする可能性も出てくるわけです。

以前、町長さんが将来的なことを見込まれて、ストックヤードの設置について、廃棄物推進員さんの集まりに提案されて、反対の意見が多くストックヤードの話は消えましたが、当時は50町内がこれから取り組むんだというときでしたから、反対に陥ってしまった経緯がありました。以前より、朝7時から8時までの1時間のうちに町内の決められた集積場所に持っていかなければならないくて、小さい子供さんのいる共働きの方からも苦情がありましたが、最近ではスーパーや薬局などに回収ボックスがあるので、そちらに出される方が多いとお聞きします。

ただし、スチール缶、スプレー缶、プラスチック製容器包装、紙製容器包装、瓶、乾電池、蛍光管はありません。

先日、岐南町にある高島衛生工業さんへごみの視察にお邪魔したときに、エコステーションが設置されており、町民の方が都合のつく時間に捨ててみえまして、内容を調べてみると、水曜日、日曜日、年末年始以外の日、要するに月・火・木・金・土の午前10時から午後3時まで自由に持っていくことができるそうです。

また、岐阜市柳津町には、月1回の地域での資源回収に出せなかった場合などに御利用くださいとのことで、開館日は木曜日を除く毎日、12月30日から1月4日及び祝日は除くです。開設時間は、午前9時から午後5時まで。働かれている方は地元の方で、生き生きと働いてみえて、対応も親切にしてみえました。私は10年先を考えると、そろそろ当町も岐南町や柳津のような方式にされたほうがよいのではないかと考えます。

そこで質問です。

毎月2回の収集日時に持っていけない人へ、町としてはどのような対応をされていますか。また、岐南町や柳津のようなエコステーションを当町もつくる時期ではないのでしょうか。町長の御見解をお聞かせください。

次に、金物瓦れき・燃える大型ごみの収集について質問させていただきます。

先日、金物瓦れきの日に集積場へごみを出しに行くと、御年配の御夫婦が軽トラックにたくさん出してみえて、お恥ずかしい話ですが、たくさん出るのよと恐縮して話してみえました。

また、カート式のものに乗せて歩いて出してみえる風景を目にしました。ごみカレンダーには、ごみは午前7時から8時の間に出してくださいと記載されていますが、そこは通学路の兼ね合いもあり、車を利用して出すのであれば、その時間の前に出さなくてはなりません。

また、金物瓦れき・大型ごみの収集について、現在、隔月で収集されておりますが、特に年末になると、大掃除により大量のごみが家庭から出されます。偶数月は金物瓦れき、奇数月は燃える大型ごみの収集日と決まっていますが、出し忘れた場合、2カ月先しか出せなくなります。広い敷地のある方などは保管しておくことができますが、2LDK、3LDKのアパートの方や、一戸建ての方たちも保管しておくことができないので困っています。

そこで、2カ月に1回の収集を毎月収集にできないでしょうか。

お隣の岐阜市を見ていますと、自己搬入持ち込み施設があります。名称は岐阜市東部クリーンセンターで、41万3,000人の市民のごみが岐阜市芥見、長良川を越えて藍川橋、千鳥橋を越えた奥につくられ、そこへ市民の粗大ごみが搬入されていました。

しかし、それでは岐阜市南部の方が遠くて不便だということで、南部・北西部と自己搬入施設がつくられた経緯があるとお聞きしました。

先日、その中で笠松から一番近い南部自己搬入施設を見学してまいりました。岐阜羽島衛生

施設組合の近くで、岐阜市境川の住宅のあるところではなく、住民からの反対もなからうからここでの土地が確保できたんだなと思いました。その施設では、岐阜市民の方が畳やソファ、オルガン、掃除機などを持ち込んでみえましたが、係員の方の対応も親切で、生き生きと働いてみえました。岐阜市は粗大ごみを有料で自宅まで収集してくれますが、この自己搬入施設へ自分で持ち込んだ場合は半額で処理をしてくれます。

そこで、私の提案ですが、岐阜市、羽島市のような立派な建物をつくる必要はなく、資材置き場のような仮設施設に防犯カメラを設置し、管理を収集業者に委託し、受け付けをシルバー人材センターさんに依頼していただければ、地元住民の雇用につなげることができると思います。車に乗れない方や近くで出されたい方のために、現在の収集方法を残しつつ、出し忘れた方や多忙な現代人の方のために自己搬入施設型のストックヤードは設置できないでしょうか、町長の御意見をお聞かせください。

1 回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（岡田文雄君） 5 番 田島清美議員の質問に対する答弁をお願いいたします。

広江町長。

○町長（広江正明君） それでは、田島議員さんからの質問にお答えさせていただきます。

まず、ごみの収集についての幾つかの御質問ですが、この資源ごみの分別回収活動に関しましては、町内会の皆さんを初め町民の皆さんに御協力をいただいて進めさせていただいていることに関して、改めて感謝を申し上げたいと思います。

月 2 回の収集日に持っていけない人に対する対応についての御質問ですが、この 2 回の収集日に持っていけない方には、今まで皆さんにお知らせしているのは、私どもが集団回収の事業奨励金を出させていただいている、PTA や子ども会の皆さんの日時を決めて収集されている集団回収にお知らせをさせていただいているのが現状であります。

また、各家庭にある古い携帯電話やパソコン、小型家電については、役場に設置してある回収箱をお願いをしておる状況ですが、御質問の中にあつたように、スーパーマーケット等の私どものリサイクルボックスや、あるいは専ら再生利用目的の廃棄物取り扱い業者の皆さんの案内をさせていただいていることが現状であります。今後はそのためにもやはり広報等もっと皆さんにそういうような場所等のお知らせをしながら、この収集日に持っていけない方に対する連絡だけは差上げて、体制をとりたいなと思っております。

そしてまた、エコステーション等を笠松町でも設置できないかという御質問ですが、町内会の協力で実施をさせていただいている資源回収につきましては、いろいろ歴史をたどってみますと、平成 18 年以降全町内会において、月 2 回の内容物の点検をお願いしながら収集をする形で実施をしてきました。これは御承知のように、笠松町の合併協議後の住民協働を軸にした、行政改革の推進の考えの中から、各町内会のステーションにおいて、住民の皆さんの手

によって点検作業を実施していただいて、業者の選別経費をまずそこで削減できること、そしてまたこれに伴って町内会に分別回収等の推進交付金を助成するという進めてまいりました。

町内会による分別回収は、当初より住民の皆さんの負担が大きいのではないかとという声というのは私どもにも届いておりましたし、その後、私どもの役場の中で検討して、お話があったように平成22年度に民間活力を活用して、資源ごみの持ち込み場所の設置をしようということで提案をさせていただいたことと、もう1つは平成26年度にはプラスチック製容器包装のステーション現場での点検とか、詰めかえ作業というのにかえて、私どもは各世帯で45リットル以上の透明袋に入れたものをステーションに持ち込んでいただいて、当番をされている皆さんには袋の外から目視で点検をすることだけにして、当番者の負担や人数を減らしていただいたらどうだろうかということ町内会連合会にも提案をさせていただきましたのは御存じのとおりだと思います。

しかし、その持ち込み場所の設置については時期尚早ではないかというお考えや、プラスチック製容器包装の点検方法については、各町内会の判断に任せるべきではないかという町内会連合会での結論となったことによって、現在のような状況になっているわけではありますが、各町内会からいろいろ相談があったときには、私どもは簡易点検方式を案内させていただいて、少しでも労力が減るような努力をいただけるようお願いをしている状況であります。

今後の資源ごみの収集につきましては、議員御指摘のように生活様式の多様化によって、収集日程に合わせてごみが出せないというのも事実でありますから、昨年実施をさせていただいた家庭ごみと資源に関するアンケートにおいても、私どもは持ち込み施設の要望がたくさんあることも承知をしております。そのために各町内会での当番制の負担軽減のためにも、資源ごみの分別回収推進交付金のあり方も含めて協議をして、これから持ち込み施設の設置についても検討してまいりたいと思っております。

いずれにいたしましても、これは多くの皆さんの理解と御協力・御支援をいただいて、今後のごみ収集については進めていかなければならないと思っております。

その次に、2カ月に1回の収集回数を毎月にはできないかという御質問であります。この収集費用につきましては、現在、金物瓦れきにおいては約878万円、大型ごみに関しては約748万円、2つで合わせて約1,600万円近くの費用がかかっておる状況であります。これを毎月収集にふやすと、さらなる経費の増大が発生することとなってまいります。また経費の問題だけではなくて、収集中間処理業者である笠松町の内田商会さんの工場面積や、人員配置では、毎月の両方のごみの処理をすることはやはり困難であると思われまますので、新たな用地の確保や人員の確保、また設備の増強等が必要となってくると思っております。そのために、ことしの3月に策定をさせていただいた一般廃棄物処理基本計画に基づいて、これは全員協議会で皆さんに御

説明したとおり有料化を含めて、今後、予約制による戸別収集方式等についても検討をしてみたいと思っております。このことについては、また議会の皆さんにも議論をしながら御理解をいただきたいと思っております。

その次に、金物瓦れきや燃える大型ごみの常設ストックヤードの設置についての御質問であります。この大型ごみの持ち込み施設については、その必要性は感じており、これも一般廃棄物処理基本計画の中でも私どもは整備する計画を盛り込んでおりますので、今後その状況において検討を進めてまいりたいと思います。

また、設置の方法については、今、御質問の中にもございましたが、私どもは新たに施設を建設するのではなくて、例えば、既存の公共施設の一角を利用して、持ち込める場所を確保する手法なども含めて、そういう対応ができないかということは今研究させていただいております。これから特に超高齢化社会を迎えて、ステーションや、あるいは持ち込み施設にさえ持ち込むことが困難な方も想定されますので、この予約制による戸別収集方式なども導入をして対応していくことも含めて検討をさせていただいているところであります。

〔5番議員挙手〕

○議長（岡田文雄君） 田島清美議員。

○5番（田島清美君） まず、1つ目の質問に対する答弁について再質問をさせていただきます。

新聞紙や段ボール、古着などを集団回収に出すことは、もう皆さん小学校や中学校の資源回収、また老人会の資源回収にも出してみえるんですね。それ以外は民間のエコボックスというのがありますので、そちらのほうでもう出してみえて問題はないんです。

しかしながら、私がお聞きしたいのは、スチール缶やプラスチック製容器包装とか紙製容器包装、いわゆる集団回収やスーパー店頭で回収していないものを持っていけないというふうに御相談を受けるんですが、その件に関してどういった対応をされているのかをよろしく願っています。

○議長（岡田文雄君） 平岩環境経済課長。

○環境経済課長（平岩敬康君） それでは、今の御質問についてお答えをいたします。

笠松町におきましては、御存じのように、今お尋ねされました件については施設はございません。ですので、先ほど町長が申しあげましたように、店頭回収での御案内になりますが、瓶につきましては、専らごみの収集業者さんがございます。あとは、イトーヨーカドーさんとイオンの各務原さんにもまた瓶がございますので、そちらのほうを御紹介させていただいている状況でございます。

〔5番議員挙手〕

○議長（岡田文雄君） 田島清美議員。

○5番（田島清美君） わかりました。

じゃあ、ごみカレンダーのところには何もそういった明記もされていないので、ぜひ来年度のごみカレンダーには、間に合うか間に合わないかちょっとわかりませんが、書いていただくと皆さんそちらのほうに持っていかれる方も見えると思いますので、よろしく願いいたします。

次に、2つ目のエコステーション設置についての再質問をさせていただきます。

平成19年度の私の一般質問でもステーションを取り上げていただきましたが、その際の答弁でも、ステーションを設置する方向で進めるという答弁をいただいております。

しかしながら、もう約10年ぐらいたってしまっているんですが、いまだに形が見えてこないというのは一体何がネックなのかということをよろしく願いいたします。

○議長（岡田文雄君） 広江町長。

○町長（広江正明君） もちろん大きな問題とか場所の問題ではなくて、これは先ほど答弁させていただいたとおり、町内会の皆さんや、あるいは町民の皆さんの御理解をいただいた中での今の体制とこれからの体制であると。当然、質問があったように、多くの皆さんからのそういう不便な要望はいただいていますから、今お答えしたとおり、そういう検討を始めて進めること、そしてそれをやるためには、やはり町内会を初め町内の皆さんの理解を得ること、その2つをきちっと体制をとりながら進めていくときに入ってきたのではないかと思いますので、そのことも含めて御理解と御支援をいただいた中で、体制づくりをしていきたいと思っています。

〔5番議員挙手〕

○議長（岡田文雄君） 田島清美議員。

○5番（田島清美君） 56町内の町内会長さんの会議とか廃棄物推進員さんの会議をされてみえると思うんですが、そこには40代や50代の方というのは見えませんよね。やはり働き盛りの方なんかは本当に困って見えるんです。そういったことで、私はもう平成19年度のときから、こういった問題を取り上げさせていただいているわけなんです。

それで、提案なんですけど、岐南町には高島衛生さんに自由に持ち込むことができるじゃないですか。笠松町にも内田商会さんがあるわけなので、そういったものをつくっていただくと、若い人たちがそこへ持っていけるようになるんですが、そういったことは難しいんでしょうか、町長さんのお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（岡田文雄君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 今、具体的に言われた内田商会さんに関しては、私自身も現場も確認し、状況等も確認しておりますが、今のあそこのスペースの中では、そういうことがなかなか難しい部分もあります。先ほども答弁したとおり、これはやっぱり我々が今ある施設の中で対応を考えて進めていくことしかないと思いますから、そういうことを検討しながら、早くそういう体制づくりをやっていけるように努力をしていきたいというのが今の状況であります。

[5 番議員挙手]

○議長（岡田文雄君） 田島清美議員。

○5番（田島清美君） 岐南町のほうは高島衛生さんに持ち込みできるじゃないですか。今、私たちの生ごみは高島衛生さんのほうに、岐南町と笠松町のごみは行っているじゃないですか。それで、これって要するに町長さんが岐南町のほうに協議をしていただいて、笠松町の資源ごみも高島衛生さんのほうに持ち込みたいんですけどというような協議というのはできないんでしょうか。

○議長（岡田文雄君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 協議はできると思いますが、それを岐南町がどう理解してどう対応するかはまた別であります。今お話があったように、岐阜市でさえも初めは東部クリーンセンターの1カ所だったのが、あんな広いところに2カ所であることを思えば、今、私どもの町の中で対処するためには、初めに御答弁させていただいたような方法で、私ども独自のステーションを持ってやるのが一番いいのではないかと思います。私どもの対応と住民の皆さんが納得して置いていただける対応、そして町内会の皆さんも対応を理解して進めていく方法、このことをしっかり固めて進めないといけない部分がありますから、そういうことを今何回も答弁するように、検討を始めて進めているところであります。

[5 番議員挙手]

○議長（岡田文雄君） 田島清美議員。

○5番（田島清美君） 話がなかなか進まないの、このあたりにしておきます。

次に、2カ月に1回の収集を毎月収集にできないということは理解いたしました。

それで次の再質問なんですが、一般廃棄物処理基本計画のアンケートのパブリックコメントを見ていますと、やはり金物瓦れきと燃える大型ごみについては、不便と感じてみえる方が非常に多いという結果になっております。それで、金物瓦れき・燃える大型ごみ用のストックヤードの設置については一般廃棄物処理基本計画の中で、本年度から調査を開始し、平成31年度から稼働するという日程になっているようで、現在は研究中ということなんですが。先日、有志の勉強会がありまして、私からの提案なんですが、現給食センターの跡地にストックヤードを設置していただければいいのではないかと思います。今、新給食センターの稼働は平成30年度から円城寺のほうで給食センターができますよね。ということは、松枝の今の給食センターというのはあいているということなんで、そこは駐車場もありますし、今後、建物を平地にするとか、今後、直して何かに利用するというようなことも課題になってくると思うんです。そこを利用するというような、町長さん、お考えはありますか。

○議長（岡田文雄君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 議員も御承知のとおり、今、町では公共施設の全ての施設の見直しを進

めておりますよね。だから、その中の一つにはなりますが、今言った意見は意見としてお聞きしていくことにしたいと思います。

[5番議員挙手]

○議長（岡田文雄君） 田島清美議員。

○5番（田島清美君） このごみの問題につきましては、本当に私も平成17年度ぐらいから延々言っていることなので、大変難しい問題だと思います。町長さんも、そのことはわかってみえると思いますけれども、やはり町民の方が不便だと感じておられるというのは、もうこのアンケートに本当に出ているんですね。ですから、やはり従来のをそのままに、近くで出されたいという方もそのままにさせていただいて、忙しい40代、50代、60代の方ですよね。そういった方への対応もできるように、やっぱり考えていっていただきたいなと思うんです。本当に約10年ずっと待っているんですね。いつになったら形になって、目に見えるようになるのかなとすごく私は本当に思うものですから、今後とも前向きに検討検討ばかりじゃなくて、ぜひとも形に出していただけるようによろしくお願いいたします。

これで終わらせていただきます。

○議長（岡田文雄君） 続きまして、1番 竹中光重議員。

○1番（竹中光重君） 議長のお許しをいただきましたので、通告に従い発言をさせていただきます。

それでは、1つ目の質問要旨であります地方創生加速化交付金事業「笠松まちめぐりアプリ」及び「まちめぐり支援アプリ連動イベント事業」についての質問をいたします。

まず、笠松まちめぐりアプリの事業の進捗状況についてお尋ねいたします。

さきの6月議会における私の記念すべき第1回目の一般質問や、9月議会における古田議員による一般質問でも取り上げられた話ではありますが、こちらについては岐阜工業高校の生徒さんを初め一般の方々に開発段階より参画してもらいながら、よりよいアプリとなるよう開発を進めていくとの御答弁であったと記憶しております。実際に、この9月以降、岐阜工業高校生徒さんの参画によるアプリ開発講座が開催されております。先月開催された笠松町アイデアソンのワークショップイベントにおける参加者などから出されたでありましようさまざまなアイデア、そしてそれらを含むアイデアソン自体の内容について、どのようであったかお聞かせください。

また、それら以外にもイベント等、取り組みを行ってみえたら、その内容についてもお聞かせください。

それから、それぞれの取り組みにおける今後のスケジュールについても御説明をお願いいたします。

私も、昨夜開催されましたアイデアソンに出席をさせていただき、ワークショップの内容を

見せていただきましたが、笠松の歴史・文化・観光をあらゆる角度から見直し、掘り下げて、笠松の新しいイベントをつくろうと参加者の皆さんが真剣に取り組まれているのを確認することができました。笠松の大きな資源である笠松競馬場、笠松みなと公園でのイベント等開催の案内や笠松の歴史について、このアプリ事業に盛り込まれていますが、それ以外にも町内外へ向けて、ふるさと納税や近郊大都市民へ向けた笠松町への移住促進等、積極的なPRも紹介するようにしてみてもはいかがでしょうか。

次に、笠松まちなみアプリでの商店街や事業所の情報発信についてお尋ねいたします。

アプリにおいて、地元のお店や企業の情報を発信することは大変有用であると考えております。笠松まちなみアプリから地域産業の活性化と働く場の創出のため、笠松に魅力ある雇用環境が整っていることを町内外へ発信できるようにするべきではないかと考えます。この点につきましては6月議会において、私の2回目以降の質問でもお聞きしており、その際、町長から前向きに御検討いただけるとの御答弁をいただいたと記憶しております。それから半年たっておりますが、その後どのように検討されたのかお尋ねいたします。

続いて、笠松町商工会との関連事業、まちなみ支援アプリ連動イベント事業についてお尋ねします。

笠松町商工会との関連事業、まちなみ支援アプリ連動イベント事業について、具体的な内容の説明をお願いいたします。3月に実施される連動イベント事業とは、笠松まちなみアプリのリリースに合わせて集客性のあるイベントを実施し、地域のにぎわいを図ることを目的として実施するとのことですが、どのような内容になるのか教えてください。

また、こちらに向けてもアイデアソンを開催されると思いますが、町としてどのようなイベント案が出されるのを期待してみえるのかお尋ねいたします。

また、イベント実施というハード面だけでなく、ソフトの面において、笠松町商工会のかさまつモールと笠松まちなみアプリをリンクさせる事業を実施できないのでしょうか。その実施に向けて、既に調査・研究等を進めてみえるのであれば、その進捗状況をお聞かせください。

それでは、2つ目の質問要旨であります笠松ナビとの発信情報内容のすみ分けについての質問に移ります。

まずは、笠松ナビと笠松まちなみアプリとの発信情報内容の違いについてお聞きいたします。現状、笠松ナビも笠松まちなみアプリも、情報内容においては笠松の歴史を中心とした観光分野の情報提供であると考えますが、私にはどちらも同じような内容のアプリに思えて仕方がありません。

特に、両方とも町内を周遊させるコンテンツの提供機能を有していることから、この点が非常に紛らわしいのではないかと思います。両者が発信する情報の違いを教えてください。

次に、広報、防災、観光の各分野の情報発信のすみ分けについてお尋ねします。

アプリは、広報、防災、観光などさまざまな分野で活用できると思います。笠松ナビと笠松まちなめぐりアプリの情報を受け取る対象者別でのすみ分けができる情報内容の発信をはいかがでしょうか。

具体的には、笠松まちなめぐりアプリは、笠松の歴史の観光分野、笠松競馬場及び笠松みなと公園でのイベント、商店街や事業所紹介、ふるさと納税のPR等々を特化して、主に町外の方向けの情報を重点的に発信していき、笠松ナビについては歴史未来館に係る情報発信にとらわれず、もっと幅広く広報、防災、観光の分野を笠松町内の方へ発信する生活情報アプリにはいかがでしょうか。そもそも笠松アプリという名称自体、生活総合的なアプリとしてのニュアンスでユーザーから捉えられるのではないかと思います。歴史未来館の来館者のためのアプリであるならば、そのようにもっと具体的なアプリ名称に変更されたほうがよいのではないかと考えますが、この点についての町長のお考えをお聞かせ願います。

以上で1回目の質問を終わります。御答弁よろしくお願ひいたします。

○議長（岡田文雄君） 1番 竹中光重議員の答弁をお願いいたします。

広江町長。

○町長（広江正明君） それでは、竹中議員からの御質問にお答えしたいと思います。

まず、まちなめぐりアプリについての中で、このアプリ開発講座やアイデアソンの内容、そしてまた今後のスケジュール等の御質問であります。現在までスマホアプリの開拓プログラミング講座を9月より岐阜工業高校の電子科のパソコン教室において開催をさせていただいており、これは全13回のうち、もう8回終えたところであります。この電子科の1・2年生の約15名が放課後に2時間半ほど受講して、専門的なプログラミングスキルの習得等を目指して熱心に取り組んでおられるところであります。最終的には、生徒たちみずからが作成をするオリジナルミニゲームをこのまちなめぐりアプリに取り入れていきたいと思っております。

また、このアプリに関連したアイデアをワークショップ形式のアイデアソンに関しては3回予定をしておりますが、お話があったように、今までに2回開催をして、歴史観光や、あるいはイベントをテーマに行わせていただきました。そのうちアイデアソンには町内外から約20名ほどの方が参加をされて、11月に第1回目を行って、これはフィールドワークやスマホアプリのビジネスモデルセミナーをタイトルにやらせていただいて、お話があったように昨日、第2回目の開催がされたわけですが、これは各地区での、イベント事例などの報告を聞き、限られた時間の中で各参加者の皆さんは積極的にアイデアを出していただきました。ここで生まれたすばらしいアイデアは、いわゆるまちなめぐりアプリなどにて実現するよう今検討しているところであります。

そして、第3回目は来年の1月に計画をしておりますが、これはアニメをテーマにしたアイ

デアソンを開催する予定であります。その中から出された数々のいろんなアイデアは、アプリ機能や、あるいは関連事業へ取り組んでまいりたいと思っております。そのほかにも、本事業の目的の一つでもあります企業や、事業継承の支援施策として法務や税務、経営等のワンストップ相談会を商工会主催で12月初旬に開催をいたしました。

また、岐阜工業高校の建設工業科の生徒たちによって、空き店舗を自分たちで設計や改修を行って、地域との交流拠点の整備を進める計画もあります。

今後、平成29年2月の一般配信や、3月にアプリ配信と連動したイベントを開催して、さまざまな取り組みによって町の総合戦略に掲げる交流人口の増加につなげていきたいと思っております。

その次に、情報発信について、その後どのように検討されたかということではありますが、このまちめぐりアプリを開発するに当たって、当初より町内のグルメや、ショッピングなどの店舗情報とGPSを活用する位置情報と連動させて、利用者の皆さんに提供する仕組みを計画しておりました。議員御提案の企業などの事業紹介やリクルート情報についても、あわせて提供することができないかを検討中でありまして、新たに情報を作成するのか、あるいはハローワークなどの既存情報を引用していくのか、このことについても他の自治体の状況や、事例も確認をしながら、現在、商工会とともに検討を進めさせていただいております。

その次に、まちめぐりの支援アプリ連動イベントはどのような内容になるかということや、またアイデアソンでは、どういうイベント案が出されるのを期待をしているのかという御質問であります。このまちめぐりアプリ配信にあわせて3月に実施を予定しております連動イベント事業については、本事業に参画する岐阜工業高校の生徒たちによるオリジナルスマホゲームの概要や、地域交流拠点整備計画のプレゼンテーションに加え、GPSを活用した参加型の位置ゲームや、あるいは特別電子クーポンの配信など、アプリ機能を活用し、町のにぎわいやお店の集客につながるイベントの開催を考えておりますので、このアイデアソンでそれらが達成できるイベント案が提案されることを期待しております。

この連動イベント事業というのは、町内外から多くの人々や、特に私どもは若者がこの町に集まってくるようなイベントを目指して、主催する商工会とともにこの事業を進めてまいります。

次に、かさまつモールとのリンクについての御質問であります。このアプリに掲載する各店舗の情報につきましては、既存の情報を活用するため、商工会のホームページのかさまつモールからの引用を予定しておりますが、このまちめぐりアプリと、かさまつモールのシステム連携については、本事業内において可能かどうかは委託業者も含めて関係の皆さんと協議を進めてまいります。

そして、笠松ナビとまちめぐりアプリの発信情報の違いや、歴史未来館の訪問者のためのア

プリであるならば、この名称を変更されたほうがいいんじゃないかという御提案であります。昨年作成しました笠松ナビというのは、歴史未来館のリニューアルに伴って、館内の展示物を先進的なAR技術を活用して開設するコンテンツと、町内の歴史的観光スポットを5つのモデルコースに集約をして、GPSを活用してスタンプラリーをしながら周遊するコンテンツを提供しており、これは主に歴史未来館の魅力を向上させて、そしてまた未来館への来館の増加を図ることを一つの目的として進めてまいりました。

また一方、このまちめぐりアプリについては、町内外の人々のまち歩き観光や、あるいはイベントへの参加などを支援するために、GPSやマップ機能を活用した観光、自然資源、そしてまたイベント、店舗、歴史などの情報コンテンツの提供に加えて、集客向上のための店舗電子クーポンの配信やアプリ利用者が町の魅力を発信できるようにSNSなどとの連携する機能、そしてまた岐阜工業高校の生徒が作成するミニゲームなどを複合的に提供することによって、若い世代が数多く集まって、新たな町のにぎわいと活性化が図られることを目的としております。

また、このまちめぐりアプリでは、プッシュ通知を活用して、イベントや各種店舗などの情報をこちらから発信できる機能を有する予定であります。これはことし8月に、私どもの花火大会、川まつりのときの実施の問い合わせなどで、一時町のホームページが大変閲覧しにくい状況が発生しましたが、この機能を活用することで瞬時に数千のユーザーに開催情報を提供することができるようになります。この機能の有効活用を議員御提案の内容も含めて、商工会と連携をして検討を進めてまいりたいと考えております。この笠松ナビには、これらの機能を有しておりませんので、現状の歴史未来館に特化したアプリとして、この情報提供に努めてまいりたいと考えております。

また、名称につきましては、議員の意見も踏まえて検討を重ねてまいりたいと思っております。

○議長（岡田文雄君） 一般質問の途中ですが、11時10分まで休憩しますのでよろしく申し上げます。

休憩 午前10時52分

再開 午前11時10分

○議長（岡田文雄君） 休憩前に引き続き議会を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

竹中光重議員の質問を許します。

○1番（竹中光重君） 御答弁ありがとうございました。

岐阜工業高校電子科の生徒さんが作成するオリジナルゲームの取り入れ、アイデアソンを通じて出されたアイデアをアプリ機能や関連事業に取り込みや、今後もイベント、アニメのアイ

デアへの取り組みはよくわかりましたが、笠松町商工会との関連事業、まちめぐり支援アプリ連動イベント事業、事業予算が320万円の金額的にも大きな事業です。アプリのリリースに合わせた最初のイベントです。まずは多くの人に、笠松まちめぐりアプリを周知するとともに、ダウンロードにつなげなくてはならない重要な事業だと思います。

しかも、イベントの開催まで、あと3カ月ほどしかございません。町内外から多くの人々、特に若者が当町に集まってくるようなイベントを目指しますとの御答弁にもありましたが、主催者である商工会との事業の進捗状況とその具体的な内容、例えば、開催場所や会場、多くの方に来場してもらうための方策等についての御説明をお願いいたします。

○議長（岡田文雄君） 堀企画課長。

○企画課長（堀 仁志君） お答えさせていただきます。

御質問がありましたように、連動イベントの開催場所、会場、具体的な内容の御質問でございますが、現在、その場所や内容につきましては決定をしておりません。

先ほど町長が答弁でお答えさせていただきましたように、そのアプリの機能を活用いたしまして、町のにぎわい、そしてお店の集客などにつながるイベントにしたいと考えております。現在、皆様からいただいておりますアプリへの提案、そしてイベントへの御提案をいただいております。それを最大限活用できるように、今後イベントの組み立てを、商工会と連携をして検討していきたいと考えております。

〔1番議員挙手〕

○議長（岡田文雄君） 竹中議員。

○1番（竹中光重君） まだ、今後、皆さんからのアイデアを募って、このイベントを行っていくということで、わかりました。

では、次に笠松まちめぐりアプリについて、企業の情報発信をあわせて提供することができないか検討中であり、今後も検討を進めるとの御答弁をいただきましたが、前向きに御検討いただき、ぜひとも企業の情報発信が提供できますよう要望をいたします。

また、かさまつモールとのシステム連携について関係者と協議中とのことですが、来年3月の笠松まちめぐりアプリのリリースに合わせるためにも迅速な協議をお願いいたします。

以上、2点要望をいたします。

続きまして、笠松ナビと笠松まちめぐりアプリの内容の違いについて御答弁をいただきましたが、町内の歴史や観光の情報発信、GPS機能の活用と私には違いがよくわかりません。というよりも、笠松ナビ自体が笠松まちめぐりアプリのコンテンツの一つのように思われます。両者の違いを強いて申し上げるのであれば、笠松ナビはAR機能を有しているが、笠松まちめぐりアプリにはAR機能を有していないように思います。笠松ナビのとし11月現在のダウンロード数が275、この数字が多いか少ないかはそれぞれの判断があると思いますが、歴史未来

館の来館者の増加を図る上でも、歴史未来館に係る情報発信にとらわれず、もっと幅広く広報、防災、観光の分野を笠松町内の方へ発信する生活情報アプリにしてはいかがでしょうか。町内の方、町外の方への発信情報のすみ分けをすることで、より重要な、必要な情報を受け取ることができ、2つのアプリを有効に活用することができると思います。

1回目の質問でも触れておりますが、まずは名称変更よりも先に、笠松ナビを生活情報アプリへグレードアップを図ることを検討していただきたいと考えるのですが、この件に関してお考えをお聞かせください。御答弁よろしく願いいたします。

○議長（岡田文雄君） 堀企画課長。

○企画課長（堀 仁志君） お答えさせていただきます。

笠松ナビのほうを生活情報機能アプリのほうへの移行を先にしてはどうかという御質問でございます。先ほど来お答えさせていただいております歴史未来館を特化したものでございまして、5つのモデルを中心としたナビとなっております。御提案のとおり変更ができるかというのも、機能的にも可能かどうかというのも一度検討してみないといけないとは思っておりますが、その点について、またちょっと御検討をさせていただきたいと思っております。

〔1番議員挙手〕

○議長（岡田文雄君） 竹中議員。

○1番（竹中光重君） ありがとうございます。

笠松ナビ自体の変更等を前向きに検討していただけるという言葉いただきましたので、今後の期待をさせていただきます。

それでは、最後に町長にお尋ねいたします。

笠松町という町を紹介するアプリがどんなにすばらしくても、その笠松町自体に魅力がなければ意味がありません。先般、コミュニティサイクル社会実験で、議員の皆さんと町内の神社仏閣の一部を見て回りました。笠松町は自然、歴史、文化は見どころの多い町であることは実感できるのですが、全国に発信できる観光名所となると、笠松競馬場しか思いつかないのが実情です。9月の議会視察で伺った大鰐町の職員や議員の方々、オガール紫波と一緒に研修した島根県益田市議会の議員さんにも、岐阜県の笠松から来たと言えば、オグリキャップを生んだあの笠松競馬場がある町ですかと、すぐにわかってもらえました。やはりオグリキャップと笠松競馬場のネームバリューは本当に全国区なのだと実感をいたしました。この全国区のネームバリューを笠松町の観光の目玉に何とか利用して、まちめぐりアプリで全国や全世界に向けて発信しない手はないと思います。

具体的に言いますと、議員視察でお邪魔した青森県田舎館村の田んぼアートやストーンアートを笠松競馬場のコース内側の草地を借用してやってみるのもおもしろいのではないかと思います。田んぼアート自体は、田舎館村以外の自治体でも複数実施しているようですが、競馬場

内を利用して実施しているところは全国的に見ても皆無だと思えます。町の観光の目玉にもなり得る要素を備えており、なおかつ笠松競馬場の知名度と集客力のアップにもつながるのではないのでしょうか。

特に、田んぼアートであれば、田舎館村ホームページにも見られるように、ライブカメラにより日々の情景の移ろい、変化がネットで簡単に見ることが可能であることから、笠松まちめぐりアプリの目玉コンテンツとしても成立するのではないかと思います。

そこで、広江町長に最後の質問です。

町長も先般の議員視察に同行され、田んぼアートを見学されましたが、そのときの感想と、この田んぼアートを笠松町でも実施して、まちめぐりアプリの目玉、ひいては笠松町の観光の目玉とすることについてどのように思われますか。広江町長御自身の率直なお気持ちをお聞かせください。以上です。

○議長（岡田文雄君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 今、御質問があった田んぼアートは、正直私も初めて見て感動したすばらしい景色でありましたし、そのために県外からあれだけ多くの方が見えているというのを見てびっくりしました。

今、提案があったような笠松町内にとというのは、やはり一つの方法として競馬場の走路の内側の田んぼをとというのも方法かもしれません。それ以外でいえば、あれだけの田んぼと土地があって、上から見られる施設があるところというのは笠松では限られてくるかもしれませんが、それも一つの方法だと思います。

ただ、競馬場の走路の中のことに関しては競馬組合、あるいは競馬の主催者等のいろいろな条件がありますから、すぐできることではないかもしれませんが、それも一考に値すると思えますので、考えてみたらおもしろいかなとは思っています。

ただ、今、競馬場自身も中のいろんな総合計画を立てて考えている最中でありますから、ちょうどそういう案も出てきたことは競馬関係者にも伝えながら、笠松町の目玉になる笠松競馬場と、そしてそういう観光に役立つようなものができれば、より外にアピールできる、発信できるいい機会でもありますので考えてみたいと思います。そういう御意見もいただきながら、やっぱり笠松町がもっと外に発信できるもの、やっぱり歴史は歴史であることは、それはよく県内や町民の皆さんは御存じであります。

ただ、外へ発信できる重みのある歴史というのは、なかなか笠松町が今まで歩んできた歴史を見ても難しい部分があるかもしれませんが、多くの皆さんがそれを少しでも努力して発信しようとして、NPOの皆さんを初め多くの皆さんが努めていただいています。私どもも真剣にそのことは考えながら対応をしていきたいと思えます。

〔1番議員挙手〕

○議長（岡田文雄君） 竹中議員。

○1番（竹中光重君） 広江町長、ありがとうございました。

競馬場の場所というところを使って新しくイベントを開催していくことについて、前向きに御検討いただけるというふうに捉えさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

笠松の観光、歴史、文化を組み合わせ、新しいイベントづくりを考え、実行、発信するために昨夜のアイデアソン、ワークショップでは今後に大きな期待の持てる実り多き話し合いが開催されていました。このような新しいイベントを立ち上げるワークショップを今後も定期的に継続して開催できる土台といたしますか、土俵をつくる必要性を強く感じました。現在は業者の方の進行や取りまとめで開催をされておりますが、今後は行政において専門的な部署や組織をつくり、その中で、その土俵の上で町民の方々の声が直接届くような話し合いが持てる場の創設が必要であると思いますので、町としても環境づくりをしっかりといただき、バックアップ体制を充実していただきたいと強く要望いたしまして私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（岡田文雄君） これをもって、一般質問を終結いたします。

この際、午後1時30分まで休憩をいたします。

休憩 午前11時24分

再開 午後1時30分

○議長（岡田文雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

日程第2 第60号議案から日程第17 第75号議案までについて

○議長（岡田文雄君） 日程第2、第60号議案から日程第17、第75号議案までの16議案を一括して議題といたします。

お諮りいたします。これよりの議事の進め方といたしましては、各議案について1議案ごとに質疑、採決を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、そのように進めてまいります。

第60号議案 専決処分の承認についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。よって、第60号議案は原案のとおり承認することに決しました。

第61号議案 羽島市・羽島郡2町障害者自立支援認定審査会の委員の定数等を定める条例についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

[「ありません」の声あり]

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。よって、第61号議案は原案のとおり可決されました。

第62号議案 笠松町農業委員会委員の定数を定める条例についての質疑を許します。

[挙手する者あり]

10番 長野恒美議員。

○10番(長野恒美君) 今回の農業委員会の委員の定数を定める条例の改正ですが、現在の農業委員は推薦議員が7名、JA、それから共済、それから土地改良、そして議会からの推薦4名、そして残りの8名は公選制でということでした。今度の定数の15名は変わりはないわけですが、この15人に対しては、今までは笠松町に185ヘクタール今農地があるそうですが、その農地を持っている方から公選されていたり、それぞれの約束事があって15名が形成されていたと思います。今度の場合にはその15名については農地に関係なく、笠松町の住民だけではなく外からもいいと聞いていますが、もう少しこの15名の選出について説明をしていただきたいと思えます。

○議長(岡田文雄君) 平岩環境経済課長。

○環境経済課長(平岩敬康君) それでは、委員の選出方法などの内訳等について申し上げます。

まず、旧法では農地の面積によりまして総定数の上限が27人となっております。先ほど議員さんがおっしゃられたとおり、法によりまして議会からの推薦委員が4人、農協・土地改良・農業共済の各団体1名ずつということで3人の7人が決まっております。そして、この

7人より人数の多いところを、選挙の委員の定数が法では20人になっておりましたので、その20名の中から8人ということで町条例で決めて、合計が15人という形になっておりました。これが今回の改正によりまして、定数の上限の27人というところは変わっておりませんが、選挙とか推薦という制度が廃止されまして、みずから応募するだとか地元の町内会、土地改良区、農事改良組合などからの推薦を受けるなど、推薦公募方式に一本化されたところであります。

まず、各自治体としては定数上限内27人の中で定数を決める必要がありましたので、町農業委員会から現体制の人数の維持という御要望等の意見もいただいたこともありまして、今回、委員総数を15人という形の条例案を提出させていただきました。

そして、お尋ねの委員の条件のところなんですけれども、旧法では10アール以上の耕作者という条件がありましたが、今回の改正ではそのような具体的な条件はありません。破産中の者だとか禁錮刑以上の者という常識的な条件以外には、農業に関する識見を有する者で、農地の最適化に職務が適切にできる者という記載だけにとどまっております。

また、旧法では農地が必要でありましたが、今回は逆に農地を有しない者を1名以上必ず必要とするという条件がつけ加えられております。

また、今申し上げましたように、条件はこのままの程度ですので、住所要件等は特にございません。

[挙手する者あり]

○議長（岡田文雄君） 長野議員。

○10番（長野恒美君） そして、選挙ということがなくなったということで、公募された要員の中で、町長のところで15名を超えた場合などは人選をされて、承認をされ、議会で最後に承認をするという形でいいですか。

それから、要するに笠松町在住の町民だけでなく、外の人もいいという点はどうでしたか。

○議長（岡田文雄君） 平岩環境経済課長。

○環境経済課長（平岩敬康君） 決定方法等の御質問かと思いますが、まず町民に限らないというところは、広く人材を募集するといった趣旨があるのかなと思っております。

具体的な決定方法なんですけれども、地元改良組合だとか町内会からの推薦の場合は、合計で3人の推薦の連名者が必要となります。

また、自薦でも団体推薦でありまして、応募の際には経歴だとか現在の農業経営状況、そしてまた応募した理由などを記載していただくこととなりますので、その提出書類等を見ながら候補者の選任に当たってまいります。定数超えの場合は必ずですし、必要に応じてということになりますけれども、副町長をトップとする、その方々の評価をする委員会を庁舎内に設けます。関係する職員はもちろんのこと、外部からの委員さんとしては、土地改良区の事務局長さんだとか農協の支店長さんだとか、専門的な農業の職務に当たられてみえる方を外部から登

用することを考えております。

○議長（岡田文雄君） ほかにありませんか。

〔挙手する者あり〕

伏屋議員。

○6番（伏屋隆男君） 今話を聞いていますと、この農業委員は自薦でもいいわけなんですね。そうしますと、例えば、農地を宅地化して、そこに家をつくるとかアパートをつくるとかいう不動産業者みたいな方が応募されてきて、情報を自分たちで簡単に入手して、それで利益誘導につなげていくという心配をするわけなんですけれども、そういった制限はないわけですね、別に農地を持っていなくてもいいわけなので。

ただ、今、最後に言われたのは、人数を超えたときには選考する委員会で検討するということを言われたんですけれども、その選考する中では、そういった利益誘導が疑われるような職種の方はどうされていくのかということについては考えておられますか。

○議長（岡田文雄君） 平岩環境経済課長。

○環境経済課長（平岩敬康君） まず、例えば不動産だからだめだということは逆にまた言えないかと思います。委員さんということは非常勤の特別職ということで、我々と同じ公務員になります。ですので、そこで利益誘導だとか情報の外部への漏れだとかというところは、そちらのほうの法律で規制がされてくるかと考えております。

〔挙手する者あり〕

○議長（岡田文雄君） 伏屋議員。

○6番（伏屋隆男君） そういうことが起きないとも言えないわけですので。そういうことが起きたときに、ほかの法律で情報を外部に漏らしたとか、自分の利益誘導だったとかいうことになると、終わってしまってから処分対象になる、農業委員の委員を解雇するということになるんですけれども、自分たちの利益誘導された後でしたらそれぞれ解雇されても、利益そのものはその人へ行ってしまうわけですから、そういった懸念もあるということも頭の中に入れておいたほうがいいかなと思いますので、その辺はちょっと検討してください。

○議長（岡田文雄君） ほかにありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

10番 長野議員。

○10番（長野恒美君） 私どもは日本の農業を守り、また食の安全、そして日本は家族経営の

農業で成り立っていると思っておりますが、そこに安倍政権による企業参入をし、TPPの締結に応じていくための体制づくりの一環として、この法の改正が農協法の改正と合わさって行われるということにして、やはり農民を代表し農地を守るという観点が削られてきていること、そして今伏屋さんのほうからも言われましたが、そうした産廃業者だとか不動産業者のような参入のおそれもある内容を持っているという点でも、この条例案に反対をいたします。

○議長（岡田文雄君） 次に、賛成討論の発言を許します。

ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

これにて討論を終結いたします。

本件については、起立により採決を行いたいと思います。

本件は原案のとおり可決することに賛成のお方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

ありがとうございます。

起立多数であります。よって、第62号案は原案のとおり可決されました。

第63号議案 笠松町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第63号議案は原案のとおり可決されました。

第64号議案 笠松町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第64号議案は原案のとおり可決されました。

第65号議案 笠松町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第65号議案は原案のとおり可決されました。

第66号議案 笠松町税条例等の一部を改正する条例についての質疑を許します。

〔挙手する者あり〕

10番 長野恒美議員。

○10番（長野恒美君） 説明資料のほうでお願いをいたします。

まずは3つ、この中には改正される部分が入っていると思いますが、その1つが法人町民税の税率100分の9.7から100分の6に引き下げの中身ですが、この引き下げの理由は何なのか。そして、この引き下げによって町の財政としてはどれくらいの影響が、例えば、平成27年度決算の税収からいきますとどれくらい減ることになって、どのぐらいの減になるのかお尋ねします。もちろん、これは平成31年の10月1日から施行ということですので、その後のことになるとは思います。

それから、法人町民税の対象となる企業はどれくらい現在はあるのかお尋ねします。

それから、軽自動車税についてですが、軽自動車の取得税をなくすかわりに、環境性能割の税率が変わるということとあわせながら、その当分の間の問題と、それから環境性能割に、軽自動車税の中の幾つか種別によって変わるようですが、そのところをもう少し具体的に説明をお願いいたします。

そして、このことは軽自動車を持つ者にとってよくなるのか悪くなるのか、また地球環境上

ではクリーン税のような形で行われるようですが、環境にとってはどうなのか、その点をお願いいたします。

次に、医療関係のが3つ目だと思いますが、医療費の控除で、一般的に10万円以上になるとその分が控除されるというのがこれまででありました。今度はいろいろな予防制度などきちっと町からの健診などを受けて、なお薬局による医薬品の、指定されたものだけのようですが、それによって1万2,000円を超えた方には控除が行われるというふうに理解をしたつもりですが、その辺をきちっともう一度説明してください。

そのほか、延滞金についてももう1つ決め事もあるようですが、それもあわせてお願いいたします。

○議長（岡田文雄君） 岩越総務部長。

○総務部長（岩越 誠君） それでは、順番に御答弁させていただきたいと思います。

まず最初、環境性能割についての御質問ということで、環境性能に応じて変わってくるよというようなお話をもう少し詳しくということでしたので、資料の24ページ、第81条の4のほうで多分お尋ねなのかなと思いますが、法第451条第1項、第2項、第3項でそれぞれ100分の1、100分の2、100分の3というような記載になっております。第1項におきましては100分の1というものがあるんですけども、平成17年のガソリン軽・中量車基準に適合すること、それから窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽・中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1以上少ない。そして、エネルギー消費率が平成32年度基準エネルギーを消費効率以上であること、これが通常の軽で、あとトラックの場合が、車両総重量が2.5トン以下のトラックのうち、エネルギー消費率が平成27年度基準エネルギー消費率に100分の115以上になっていることというものが100分の1ということで、100分の2になるものにつきましては、これが100分の10以上の場合に同様の話になるということですね。エネルギー消費率が平成27年度基準に対して100分の10以上の場合はちょっと率が高くなるということで、その他の場合は100分の3と。今の第1項、第2項以外の部分が100分の3というような形になるという説明書きになっております。

ごめんなさい、一番最初の法人税のほうを、申しわけないです、飛ばしました。

法人町民税に関しましては、まず最初の1つ目として額がどれぐらいということで、決算でというお話でしたんですけども、年度の途中で税率が変わってございましたので、なかなかわかりにくいということで、例えば平成28年度の予算で申し上げますと、法人税割が9,170万円での予算立てになっておりまして、税率が9.7%ぐらいのものが6%となりますと、6%の額としました5,670万円ということになりまして、その差し引きの3,500万円ほどが減額の影響となるだろうという見込みとなります。

事業者数につきましてはおおむね200件ほどということで、ごめんなさい、続き行きます。

あと、医療費控除の件で、どのようなものが対象になるかというところ、資料の28ページのところに記載があるんですけども、医療費控除の新たな特例としてスイッチOTC医薬品控除の規定ということで、セルフメディケーション推進のために医療費控除の特例としてスイッチOTC薬という、これは一般薬なんですけれども。スイッチということで、それまで処方箋に基づいてしか提供されなかった医薬品が、処方箋なしで通常の一般医療品としてドラッグストアとか薬局で購入できるようになったものです。この場合は自主服薬して自己管理、健康管理をされるということで、条件として特定健診等の一定の取り組みがなされておることが必要だということになっておりまして、年間10万円を限度ということですので、1万2,000円を引いた8万8,000円が控除の額となるということで、通常の医療費控除の場合ですと10万円という形になりますので、ちょっとまた低額でも控除の対象になるというものでございます。

あと、延滞金につきましては、30ページの第48条の部分がちょっと大きな変更点になります。従来ですと所得の更正で減額更正されて、その後で再度増額更正された場合は、一度減額更正の段階で還付加算金でお返しして、増額更正になった場合に再度1から計算し直して延滞金を追徴するという複雑な計算になってくるんですけども、今回の改正によって、当初の賦課のところまでさかのぼらずに、減額となったところ以降の部分で計算をするというようにわかりやすくというか、簡潔になったところが主な改正の大きな内容でございます。

失礼しました、答弁漏れがございました。

法人町民税が9.7%から6%に引き下げられた理由ということでした、済みません。

これは提案説明のほうでもちょっと理由として述べられておるはずなんですけれども、地域間の税源の偏在を是正して財政力格差を縮小することを目的に今回、地方法人税、国税が税率を引き上げて、地方交付税の原資とするということになっておりまして、これに影響されて法人町民税のほうでは税率を現行の9.7%から6%に引き下げをするということで、国税のほうで上がって地方税のほうで下がると。国税のほうで上がるんですけど、それは交付税の財源となりますので、財政力の乏しいところに配分されるということになります。

[挙手する者あり]

○議長（岡田文雄君） 長野議員。

○10番（長野恒美君） 法人税の引き下げはわかりましたけど、ずっとこうして町の自主財源を狭められていくということを感じるんですが、その点は町長はどのように思われるでしょうか。

それから、軽自動車税について、私の問い方も悪かったかもしれませんが、もう一度この軽自動車の取得税がなしになるかわりに、どのようになるかをもう少し、そしてそれについての措置の仕方など、ここにある分だけでもきちっと整理して教えてください。

○議長（岡田文雄君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 今の法人町民税の率が減ることに關しては、今説明したように、地方交付税の原資となるために国が豊かな市町村やなんかからたくさん取って、交付税として配付しようという、いわゆる交付税の財源の保障機能と調整機能を持ったものをはっきりやはり地方に還元するためのものだと思いますので、我々のような町村というのは、今、単に率からいくと3,000万円か3,500万円の違い、自主財源の低下はあるんですが、それ以上に今度交付税としての財源というのは僕は期待できるのは、我々ぐらいの財政力指数を持った町村というのは当然財源保障の部分でいろいろ入ってくると思います。油断がないように、それはこれから調整をして頑張っていくのが我々の仕事だと思いますから、よく見きわめながらやっていきたいと思っています。

○議長（岡田文雄君） 岩越総務部長。

○総務部長（岩越 誠君） 大変失礼しました。ちょっと御質問の意図を十分理解していなくて申しわけないです。

軽自動車税の今回の環境性能割等の税率改正が住民の皆さんにとってどのような影響を与えるのかということをお聞きされておるということでしたので、今回、取得税が廃止になるということで、取得価格の2%が課税されておりますが、今回、環境性能割に変わることになるんですけれども、1%から3%の間で賦課されるということで、買われる車によって同等であったり、安くなったり、高くなったりということがあり得るということです。あと、町にとっての違いはという話になりますけれども、取得税の場合は県税として県が徴収して、それを市町村に配分交付してくるということになります。環境性能割の場合は、町は町税として徴収するという形式的な概念はあるんですけれども、結局管轄しておる県がとりあえず実際に事務を取り扱って町に払い込みをされてくるということで、配分という形ではなくて事務を代行するような形になりますので、徴収取り扱い費として環境性能割の5%相当を町が県にお支払いをするという、そういう意味では若干複雑な事務ということにはなります。

ただ、住民の方にとっては県税じゃなくて町税、軽自動車税としてのくくりの中で従来の軽自動車税が種別割という形でそのまま残されて、環境性能割が取得税からかわって町税として取り扱いされるようになったという違いがございます。

○議長（岡田文雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。よって、第66号議案は原案のとおり可決されました。

第67号議案 笠松町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

[「ありません」の声あり]

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。よって、第67号議案は原案のとおり可決されました。

第68号議案 笠松町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

[「ありません」の声あり]

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。よって、第68号議案は原案のとおり可決されました。

第69号議案 羽島市・羽島郡2町障害者自立支援認定審査会共同設置規約の変更に関する協議についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

[「ありません」の声あり]

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第69号議案は原案のとおり可決されました。

第70号議案 岐阜羽島衛生施設組合規約の変更に関する協議についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第70号議案は原案のとおり可決されました。

第71号議案 平成28年度笠松町一般会計補正予算（第5号）についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

伏屋議員。

○6番（伏屋隆男君） まず、60ページ、老人福祉費の負担金補助及び交付金で144万4,000円、介護ロボット等導入支援補助金なのですが、これはちょっと聞き漏らしたかもしれませんけれども、どういうものなのか、そしてこれをどういったところに補助金として出されるのか、もう一度説明をお願いしたいのですが。

それからもう1点、62ページ、衛生費の中の地域医療対策費で、救急告示病院、松波病院への運営費補助金で減額があったんですが、前に町長から話を聞いておりましたけれども。これは交付税算入されてきておったんですが、この事業が始まる前から、例えば3年間は交付税で対応するけれども、それ以降は救急告示病院として整備をしていきなさいと、それで徐々に交付税を減らしていきますよということが最初から話があったのではないかなという気がしてならない。町長さんの説明ですと今年度に入ってから減額の通知が来たということなんですけれども、通常、年度に入ってからそういったものの減額通知ではなく、あるならば前年度にあったのではないかなと思うんですけれども、その辺のことについてちょっと説明をお願いしたいのと、そして現在、救急告示病院として国からの交付税算入されている分が県内に何件あるのか、

その辺もちょっとあわせてお聞きします。

○議長（岡田文雄君） 服部住民福祉部長。

○住民福祉部長（服部敦美君） お答えします。

まず、介護ロボットのことについてお答えいたします。

こちらのほうは、ベッド見守りシステムというものでありまして、センサーでもってベッド内、ベッド上で人が動いたりするところを感知し、もし人が動いて危なさそうなものをセンサーで感知して、介護している者に知らせるという内容の介護ロボットのシステムになっております。こちらのほうは、リバーサイド笠松園に1台と松波老人保健施設に2台を予定しております。

公的病院の件につきましては、当初から3年と決まっていたということではなく、当分の間ということで始めております。

県内の公的病院の補助をしているところですが、21団体10病院でしております。各市町村を言ったほうがよろしいですか。

○6番（伏屋隆男君） いや、いいです。

〔挙手する者あり〕

○議長（岡田文雄君） 伏屋議員。

○6番（伏屋隆男君） まず介護ロボットですね、これが今年度からですか。それで、来年度以降、こういったものに対して補助といいますか、今、笠松園でも1台、松波で2台で合計3台なんですけど、そういったものがもっと必要になると思われそうですが、今年度だけでこれは終わってしまうのか、来年度以降も継続して台数をふやしていくことになるのか、その辺の見通しをお聞かせください。

それから、救急告示病院の件なんですけれども、当初3年とは決まっていなくて。当分の間ということなんですけれども、町長さん、説明されたように今年度に入ってからこれが減額されてきたということなんです。そうなりますと、通常、国の制度でそんな年度に入ってからやるというのはおかしい話なんですけれども、もらうほうが松波病院であっても何も言っていないと、当初どおり8,300万円もらえるのではないかなという期待感を持っているわけですね。それが40%でしたか、60%でしたかカットされてくるということになると、向こうも大変になると。町長さんも右往左往をされて、ほかの市町にも声かけに行かれて大変苦労されたということなんですけれども、この件に関して、国に対して文句を言えないんですかね。こんな年度に入ってから減額してくるなんていうばかなことはない、やるなら1年前に言ってこいというようなことは当然文句を言ってもいいのではないかなと思います。

そしてもう1つ、今、県内の状況を聞きましたが、21団体10病院でしたかね。笠松町に対しては、ほかの救急告示病院から同様の、町長さんが回られたような、減額されたので笠松の住

民も来るからお金を提供してくださいというような申し出がなかったのか、その辺もちょっとお聞きしたいんですけども。

○議長（岡田文雄君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 申し出はどこもありません。それと、今の特別交付税のことですから、12月に交付される分に準備をしてきたときに、本当にことしになってからというか、総務省の省令で決まったことがなかなか伝わっていなかったんですね。だから、これではおかしいんじゃないのということを、大変申しわけないですが、国にも、ある国会議員を通じてでも申し上げたところ、やはりこれは全国一律であったもんですから、我々のところだけでもない、ほかのところもちょっといろいろ大変なことがあったようではありますが、そういう要望や文句を言っただけで終わってしまいました。これは大変我々もちょっと構えを反省しておりますが、我々のところ以上に知らないところがいっぱいありました。というのは、こんな状況になったもんだから、一宮やいろんなところへ走ったときに、全く知らなかったんですね、ほかのところも。だから、それからばたばたやられたらしいです、一宮も。我々はまだ早いほうだったくらいだなと思って、残念だなと思いました。こういうことはやっぱりもっと情報収集を早目にして、こういうことがないようにしていかなければならないという反省のもとで今進めております。

この救急告示病院のことに關しては、これは財政力補正がついてくるから余計また厳しくなるんですよね。だから、羽島市や岐南町あたりは、もっと我々よりも負担が大きくなっておるわけです。

けれど、これをじゃあ来年も継続していくかどうかということは、もう一回3市町がきちっと話し合っただけでやらなきゃならないことと、松波病院さん自身、救急告示病院としての人数も、それなりの医師も看護婦も体制づくりもしておみえになりますから、そういうことは我々笠松町の住民の皆さんの救急医療として、命を守るためにもやっぱり地元の市町村としてやっていかなきゃならない部分があるんじゃないかと思っています。いろんなことはこれからまた打ち合わせさせていただいて、一番いい方向性を見つけて進めたいとは思っています。

○議長（岡田文雄君） 服部住民福祉部長。

○住民福祉部長（服部敦美君） お答えします。

介護ロボット等の導入支援補助金の関係ですけれども、こちらのほうは平成28年度の地域介護・福祉空間整備推進交付金といたしまして、平成27年度の補正予算の繰り越し分による国の10分の10の補助で実施しているものです。今年度以降、またこういう交付金が国のほうからあるかどうかはちょっとわからないもんですから、またあるということになりますとほかの施設のほうにもお声をかけて、実施されるところがあれば交付という形にはなっていくかとは思いますが。

[挙手する者あり]

○議長（岡田文雄君） 6番 伏屋議員。

○6番（伏屋隆男君） 今の救急告示病院の件なんですけれども、今年度はこの金額で固められて、ほかの岐南町さんとか羽島市さんにもお金をいただいたんですかね。来年度以降、これがどうなっていくのかまだわからない状況だと思いますけれども、少なくとも次年度に入る前に情報がもらえるようなことを関係省庁に要望していく必要があると私は思いますし、将来的にこれがどういう計画でいくのか。例えば、5年間で終わってしまうのか、10年間続くのか、その辺の見通しも厚生労働省にちょっと問いかけをしなきゃいかんのかなと思いますので、県知事を通じてでも、国会議員を通じてでも、やっぱりありとあらゆる手段で努力をしていただきたいなということを要望して終わります。

○議長（岡田文雄君） ほかにありませんか。

[挙手する者あり]

10番 長野議員。

○10番（長野恒美君） 介護ロボットの件ですが、松波に2台と、それから笠松園に1台ということですが、この補助か交付金は全額補助ですか、その点お聞きします。

それから、先ほどの救急告示病院ということでは答弁が違うんじゃないかと思うんだけど。私が聞いたのは県下で2カ所で、木沢病院と笠松の松波病院ということで聞いてきているように思いますが、その点はどうでしょうか。

それからもう1つは、こうして国が補助をするのも町を通して補助をするということで、最初に建てられて3年目か2年目だと思いますけれど、そして実際に国がこうして引き下げられてくると、残りの分を本当に町長さんの御苦勞で何とかこしは行われたわけですけど、これはずっとこうしていかなければならないものなのかどうなのか。もちろん私たち住民も全てがお世話になることですけど、告示病院として位置づけられたのは病院が自分で選択されたことだったら自主運営でお願いできないものなのかどうなのかお尋ねします。

それから、63ページにサイクリングロードの整備などありますが、今ちょうどもう5時ちょっと前ぐらいから暗くなりますし、それからふだんは車が通るわけじゃないサイクリングロードとして、どういう形で人が通るかはわかりませんが、安全面の問題のある箇所が幾つかあるようです。人通りがない中で行われる点で防犯カメラとか、それからライト、太陽光発電のような形でできるのではないかと思います。そのものを設計とあわせてぜひ要望していくようにしていったほうがいいのではないかと思います。その点どうでしょうか。

○議長（岡田文雄君） 那波建設水道部長。

○建設水道部長（那波哲也君） サイクリングロードの安全面ですが、今現在はみなと公園を警備している警備会社の者に1日1回、サイクリングロードを自転車に乗って点検していただく

ということをしております。

あと、安全面で、例えば夜暗くなったときのことがありますけど、基本的にサイクリングロードは危ない関係がございますので、夜は利用されないように、暗くなったときには御遠慮くださいというような看板を立てさせていただきました。

あと、カメラとライトの関係ですが、ライトの関係はやっぱり夜は基本的には使用していただくことを御遠慮していただくということで、ライトということは余り考えておりません。カメラに関しては、まだちょっと今のところは考えておりませんが、今後どうしていくかというのを一度検討させていただきたいと思います。

○議長（岡田文雄君） 服部住民福祉部長。

○住民福祉部長（服部敦美君） お答えします。

介護ロボットのほうですけれども、こちらのほうはそれぞれの事業所に一応100%補助となっております。

それから、公的病院の救急告示病院のことなんですが、済みません、先ほどお答えした数は公的病院ということで21団体10病院とお答えしましたが、その中に救急告示病院としては12団体8病院、またそこの中の社会医療法人としては松波総合病院さんと木沢記念病院の2件ということで、2件とお話しさせていただいています。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（岡田文雄君） 長野議員。

○10番（長野恒美君） 先ほどのサイクリングロードの関係ですが、もちろん町としても設計のことを考慮に入れて、安全面も入れてほしいというふうに思いますけれど、国土交通省のほうにも、特に河川敷というか、河原を通るところなどもあり、安全面はぜひ設計するところから考慮に入れてほしいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（岡田文雄君） ほかにありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第71号議案は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ延会いたしたいと思います。これに御異

議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日はこれにて延会いたします。どうも御苦労さまでした。ありがとうございました。

延会 午後2時36分